勢田川の所有者不明桟橋を撤去しました

令和3年11月2日(火)、勢田川の所有者不明桟橋1基を撤去(簡易代執行)しました。撤去した物件は、 勢田川排水機場資材置き場(国土交通省管理)で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。なお、保管物件の一覧は三重河川国道事務所において閲覧できます。(℡.059-229-2218)



対象桟橋は、所有者不明で放置されたままの状態となっており、洪水時に流出し、河川の施設(水門、ゲート、護岸等)に支障を及ぼす恐れがあることから、地域の 安全を確保するため、今回撤去を実施しました。

三重河川国道事務所では引き続き不法係留船対策を推進していきます。